

ESF 役員一覧

代表世話人	徳村弘実	労働者健康安全機構東北労災病院外科
常任世話人	飯田正毅	秋田大学消化器外科
	大泉弘幸	山形大学器官機能統御学講座循環器・呼吸器・小児外科分野
	大木進司	福島県立医大消化管外科
	小澤孝一郎	公立置賜病院外科
	黒川良望	四谷メディカルキューブ
	佐々木章	岩手医科大学外科
	杉村好彦	盛岡赤十字病院外科
	田中淳一	横浜鶴ヶ峰病院
	谷田達男	岩手医科大学呼吸器外科
	対馬敬夫	弘前大学呼吸器外科・心臓血管外科
	内藤剛	東北大学消化器外科
	南谷佳弘	秋田大学呼吸器外科
	丸橋繁	福島県立医科大学肝胆膵・移植外科
	和嶋直紀	弘前大学消化器外科・乳腺外科・甲状腺外科
	監事	遠藤正章
岡本道孝		八戸市総合健診センター
世話人	安食隆	仙台厚生病院外科
	阿部隆之	岩手県立磐井病院外科
	安孫子正美	公立置賜総合病院呼吸器外科
	安斎実	大崎市民病院外科
	安藤秀明	秋田大学消化器外科
	泉啓一	佐藤病院（由利本荘市）
	伊勢憲人	市立横手病院
	井上宰	東北公済病院外科
	井上典夫	北福島医療センター
	梅澤昭子	四谷メディカルキューブ
	海野倫明	東北大学消化器外科
	遠藤俊吾	福島県立医科大学会津医療センター小腸・大腸・肛門科
	大浦裕之	岩手県立中央病院呼吸器外科
	太田栄	市立秋田総合病院外科
	大塚幸喜	岩手医科大学外科
	大西啓祐	山形市立病院済生館外科
	大沼忍	東北大学消化器外科
	岡崎慎史	山形大学第一外科

岡田克典	東北大学呼吸器外科
貝羽義浩	仙台市立病院外科
柿田徹也	仙台オープン病院外科
鹿郷昌之	菅間記念病院外科
片寄友	東北医科薬科大学病院肝胆膵外科
加藤博久	山形大学医学部外科学第二講座
金内直樹	日本海総合病院呼吸器外科
神尾幸則	公立置賜総合病院外科
亀井尚	東北大学消化器外科
川口清	山形済生病院外科
川村英伸	盛岡赤十字病院外科
管野隆三	福島赤十字病院外科
絹田俊爾	竹田総合病院外科
木村理	山形大学第一外科
河野浩二	福島県立医科大学消化管外科学
肥田圭介	岩手医科大学外科
小山善久	大原総合病院外科
櫻井直	東北大学消化器外科
笹田大敬	つがる西北広域連合つがる総合病院外科
佐藤多未笑	山形大学医学部附属病院外科学第一講座
佐藤敏彦	山形県立中央病院外科
柴田近	東北医科薬科大学消化器外科
渋谷丈太郎	県立胆沢病院呼吸器外科
菅原秀一郎	山形大学第一外科
鈴木克彦	本荘第一病院外科
須藤幸一	恵愛堂病院外科
高野祥直	総合南東北病院外科
高橋賢一	労働者健康安全機構東北労災病院外科
高山哲郎	JCHO仙台病院外科
田畑俊治	東北医科薬科大学病院呼吸器外科
陳正浩	日本海総合病院外科
手島仁	岩手県立中央病院消化器外科
中野徹	東北医科薬科大学消化器外科
新田浩幸	岩手医科大学外科
野田雅史	東北大学呼吸器外科
野村良平	労働者健康安全機構東北労災病院外科
袴田健一	弘前大学大学院医学研究科消化器外科学講座
蜂谷修	山形大学第一外科
羽瀧友則	秋田大学泌尿器科
福田幾夫	弘前大学呼吸器外科・心臓血管外科
藤澤健太郎	八戸赤十字病院外科
藤本博人	山形済生病院外科

舟山裕士	仙台赤十字病院外科
松村直樹	労働者健康安全機構東北労災病院外科
水野大	岩手医科大学外科
水野豊	八戸市民病院外科
三井匡史	八戸市民病院呼吸器外科
宮澤正紹	労働者健康安全機構福島労災病院外科
武者宏昭	東北大学消化器外科
本山悟	秋田大学地域がん医療学講座
森川孝則	東北大学消化器外科
森谷敏幸	公立置賜総合病院外科
矢野充泰	山形大学医学部附属病院外科学第一講座
山本雄造	秋田大学消化器外科
吉原秀一	大館市立総合病院

名誉世話人

伊勢秀雄	石巻市立病院外科
伊藤誠司	地方独立行政法人市立秋田総合病院外科
金田巖	石巻赤十字病院外科
近藤丘	東北医科薬科大学病院
竹之下誠一	福島県立医科大学先端臨床研究センター

会 則

内視鏡外科フォーラム (ENDOSCOPIC SURGERY FORUM)

第1条 (総則・名称)

本会は、内視鏡外科フォーラムENDOSCOPIC SURGERY FORUM (ESF) と称する。

第2条 (目的)

本会は、東北地区及びその他の地区における内視鏡外科手術に関する診療・研究の発展向上と国民の健康増進を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は第2条の目的達成のため以下の事業を行う。

1. 年1～2回の研究発表会、外部講師による講演会を開催する。
2. 関係学会との交流を図る。
3. その他本会発展のために必要な事業を行う。

第4条 (構成・会員)

本会は以下の会員によって構成される。

1. 正会員は、本会の趣旨に賛同する医師および研究者とする。正会員は所定の本会年会費を納入した者とする。
2. 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。賛助会員は所定の会費を納入した者とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

代表	1名
副代表	1～2名
常任世話人	若干名
世話人	若干名
監事	2名
当番世話人	1名

第6条 (役員を選任)

1. 世話人は、所定の手続きをした正会員の中から選出される。その選出は常任世話人会の議をへて世話人会で承認される。
2. 常任世話人は世話人の中から選出される。その選出は常任世話人会の議をへて世話人会で承認される。なお、常任世話人は原則的に各地域を代表するものとする。
3. 代表は常任世話人の互選によって定められ、世話人会で承認される。

4. 副代表は代表によって指名され、世話人会で承認される。副代表は常任世話人から選ばれる。
5. 監事は、世話人の中から選出される。その選出は常任世話人会の議をへて世話人会で承認される。
6. 当番世話人は、常任世話人会で世話人の中から指名され、世話人会で承認される。

第7条 (世話人会)

1. 定時世話人会は、年1回、研究会開催時に開催される。定時世話人会をもって総会に当てる。定時世話人会とは別に、臨時世話人会を開催できる。
2. 世話人会は、次の事項を検討・決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 各事業年度の事業及び計算書類の承認
 - (3) 会則の変更
 - (4) 役員の基準並びに会費等の金額
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他、本会の事案について

第8条 (常任世話人会・監事・当番世話人)

1. 常任世話人会は、常任世話人によって構成され、年1回、研究会開催時に開催される。本会業務を執行する。また、世話人会の議事と本会業務を決定する。
2. 代表は、本会を代表し、その業務を執行する。
3. 副代表は、代表を補佐し、本会の業務を執行する。
4. 代表は、毎事業年度毎に自己の職務執行の状況を常任世話人会及び世話人会に報告しなければならない。
5. 当番世話人は、その年度の研究会等を開催し、これにかかわる事務を統括する。当番世話人の任期は1年とする。当番世話人は会計担当者など必要な人選をできるものとする。また、常任世話人会に参加する。
6. 監事は、本会の管理、運営及び会計を監査する。また、常任世話人会に参加する。

第9条 (会計・会費等)

1. 研究会等の経費は本会年会費・研究会参会費・その他の収入を持って充てる。研究会等の予算は、常任世話人会及び世話人会で報告し承認を受ける。
2. 研究会等の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を受ける。常任世話人会の議を経て、世話人会で承認を受ける。
3. 本会年会費の額は常任世話人会において決定し、施行細則に記載する。
4. 研究会参会費と懇親会費は当番世話人が決定し常任世話人会で承認する。
5. 会計年度・事業年度は、定時研究会の終了日までとする。

第10条 (事務局・当番事務局)

1. 事務局は代表のもとにおき、会員名簿の整理等研究会の運営に必要な諸事務を行い、その運営費には会員の年会費等を充てる。その収支決算は、常任世話人会及び世話人会で報告し承認を受ける。
2. ほかに、当番世話人の施設に当番事務局を置き、次回本会開催のための諸事務を行う。

第11条（議決等）

1. 常任世話人会は3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。過半数で議決される。
2. 世話人会は3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。過半数で議決される。
3. 世話人会及び常任世話人会は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決することができる。
4. 会則の変更は常任世話人会の議を経て、世話人会にて3分の2以上の賛成をもって議決するものとする。

内視鏡外科フォーラム施行細則

1. 正会員の年会費は3,000円とする。賛助会員の会費は10,000円とする。
2. 新たに世話人になるものは、あらかじめ世話人申請書を事務局へ提出する。申請書に、技術認定の有無、外科専門医（各専門領域専門医）の有無を記載する。世話人の資格として、内視鏡外科に関する筆頭発表もしくは論文、そして世話人1名の推薦があることを必須とする。また、年会費を納入する。
3. 本会に世話人として長年貢献した者の中から、常任世話人会及び世話人会の議を経て推薦された者を名誉世話人とする。名誉世話人は、世話人会に出席して意見を述べるができる。
4. 世話人は、定時世話人会を5回連続して欠席した場合は、その資格を失う。

内視鏡外科フォーラム会則付則

1. 本会名称は、腹腔鏡外科フォーラムを平成5年9月18日から変更したものである。
2. 一部改正 平成14年4月20日
3. 一部改正 平成15年6月15日
4. 一部改正 平成15年12月22日
5. 一部改正 平成16年3月27日
6. 一部改正 平成23年5月26日
7. 一部改正 平成26年4月19日
8. 一部改正 平成28年5月21日
9. 一部改正 平成29年4月15日